

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和 7 年 5 月 1 5 日（令和 7 年（行情）諮問第 5 5 7 号）

答申日：令和 8 年 7 月 2 2 日（令和 8 年度（行情）答申第 4 1 1 号）

事件名：「それらを含め指導」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第 1 審査会の結論

別紙の 1 に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の 2 に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の 3 に掲げる部分を開示すべきである。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和 7 年 2 月 1 0 日付け防官文第 2 5 6 8 号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）ないし（4）（略）

（5）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（6）及び（7）（略）

（8）他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、令和 7 年 2 月 1 0 日付け防官文第 2 5 6 8 号により、法 5 条 3 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及びその理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) ないし (3) (略)

(4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(5) 及び (6) (略)

(7) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(8) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和7年5月15日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年6月4日 | 審議 |
| ④ 令和8年6月10日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年7月15日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件対象文書の不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求については、行政文書開示請求書に「それらを含め指導」及び「ウラを御参照下さい」と記載の上、令和6年6月6日の陸

上幕僚長定例記者会見における質疑応答等が添付され、その際の特定旅団のホームページの掲載内容に係る質疑に関する陸上幕僚長の回答中の「それらを含めて指導」の部分に着色がされていたことから、同文言に関して行政文書ファイル等につづられた文書の全ての開示を求めていると解した。

本件対象文書は、陸上幕僚長から、定例で実施している司令官総監等VTC（ビデオ会議）の場を活用してSNSの利用に関して各指揮官に直接説明する必要がある旨の指導があったことから、当該記者会見前に作成されたものであるが、同月14日に行われた司令官総監等VTCにおいて、陸上幕僚長が情報発信時における適切な表現等について、特定旅団も含めた陸上自衛隊全体への注意喚起（指導）を行った際の文書であることから、これを特定した。

特定旅団のホームページの掲載内容に係る同旅団に対する陸上幕僚長の指導に関する文書を含め、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

イ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記(1)アの本件対象文書の特定方法に問題はない上、上記(1)イの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1に掲げる不開示部分について

別表の番号1に掲げる不開示部分には、担当者の内線番号が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等を使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号2に掲げる不開示部分について

当該部分には、自衛隊が収集・処理した情報及び自衛隊の情報業務に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分のうち別紙の3に掲げる部分を除く部分は、これを公にする

ことにより、自衛隊の情報関心、情報保全上の脅威認識、情報業務に関する能力又は現状が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別紙の3に掲げる部分は、SNSの利用において通常想定される一般的な内容に含まれるものであることから、当該部分を開示しても、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるものとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

(3) 別表の番号3に掲げる不開示部分について

別表の番号3に掲げる不開示部分には、自衛隊が収集・処理した情報及び自衛隊の情報業務に関する情報並びに自衛隊の情報システムに関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすると自衛隊の情報関心、情報保全上の脅威認識、情報業務に関する能力又は現状が推察されるおそれがあるとともに、情報システムの構成の詳細が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条3号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

「それらを含め指導」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。
ウラを御参照下さい

2 本件対象文書

6月司令官総監等VTCにおける説明資料（SNS関連）について【事前
呈覧】 令和6年5月29日 C4I部

3 開示すべき部分

3枚目の総括欄の1行目及び2行目の不開示部分並びに5枚目の総括欄の
1行目及び2行目の不開示部分

別表

(原処分において不開示とした部分及び理由)

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	1 枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
2	3 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部	自衛隊が収集・処理した情報若しくは情報資料又は自衛隊の情報業務に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心、情報保全上の脅威認識、情報業務に関する能力又は現状が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
3	7 枚目の一部	自衛隊が収集・処理した情報若しくは情報資料又は自衛隊の情報業務に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心、情報保全上の脅威認識、情報業務に関する能力又は現状が推察されるおそれがあるとともに、自衛隊の情報システムに関する情報であり、これを公にすることにより、情報システムの構成の詳細が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。